

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 10 月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500546号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年12月31日から昭和64年1月1日に訂正し、昭和63年12月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年12月31日から昭和64年1月1日まで

A社から、同社の業務を引き継いだB社に転籍したが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者と同様に、昭和63年12月31日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和64年1月1日にB社の同被保険者資格を再取得している複数の者は、「請求者は、請求期間にA社に在籍していた。同社が事業を続けるのが困難になったため、同社のほとんどの従業員は、C社が設立したB社にそのまま移籍した。」旨陳述している。

また、A社は、昭和63年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社の解散日は請求期間後の平成元年9月15日となっており、同社は、請求期間において法人として存続していたことが確認できる。

さらに、請求者から提出された給料支払明細書により、請求期間当時のA社の厚生年金保険料控除方法は当月控除であったことがうかがえ、請求期間当時、経理事務を担当していたとする者は、「厚生年金保険料は当月控除であった。」旨回答しているところ、請求者から提出された昭和63年12月分給料支払明細書において、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社に引き続き勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和64年1月1日に訂正し、昭和63年12月の標準報酬月額を前述の当該月分の給料支払明細書から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は病気のため事情照会に応じることができず、当時の資料も保管されていないため不明である旨を事業主の妻が回答しているものの、i) A社は、昭和63年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 請求者の請求期間に係る厚生年金基金加入員の資格喪失日は、同年12月31日であること、iii) 請求者のA社における雇用保険離職日は、

同年 12 月 30 日であることから判断すると、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年 12 月 31 日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 12 月 31 日から昭和 64 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500422号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500112号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年4月15日、喪失年月日を同年9月1日に訂正し、同年4月から同年8月までの標準報酬月額を30円とすることが必要である。

昭和20年4月15日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年4月15日から同年9月1日まで

昭和20年3月に高等小学校を卒業後、同級生3人と一緒にD市にあったA社B事業所に勤務し、同事業所に終戦まで勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、D市内のE社の地下にあったA社B事業所のF支店等に終戦まで勤務していた旨主張しているところ、「A社G事業所社史(G事業所社史編纂委員会編集)を見ると、「A社B事業所はD市H地区に建設され、戦局の熾烈化とともに支店疎開を余儀なくされ、昭和20年4月から5月にはD市内のE社等に分散して業務を続けた。」旨記載されており、請求者の主張は、当該社史の記述内容と符合する。

また、請求者が、高等小学校の元同級生であり、A社B事業所で一緒に勤務したと記憶する3人のうち2人は、「高等小学校を卒業後、終戦まで請求者と一緒にD市にあったA社B事業所のF支店等に勤務し、終戦後、請求者と一緒に帰郷した。」旨、当時の状況を詳細に陳述していることから判断すると、請求者は、請求期間に同社同事業所に勤務していたと認められる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、請求者の主張と同日の昭和20年4月15日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「厚生年金保険記号番号」という。)が、連続する番号で29人に払い出されているところ、このうち1人の氏名(姓は旧姓)及び生年月日は請求者と一致している上、当該29人の中には、前述の元同級生3人の氏名も確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)又はオンライン記録によると、前述の厚生年金保険記号番号が連番で払い出されている29人のうち、前述の請求者と氏名及び生年月日が一致する者ほか1人を除く27人については、資格取得年月日が昭和20年4月15日、資格喪失年月日が同年9月1日と記録されている。

さらに、前述の27人のうち、前述の元同級生2人を含む24人について、各人に係る旧台帳の事業所名称欄には、具体的な名称は記載されていないものの記号「I」と記載されているところ、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の健康保険記号欄にも記号「I」と記載されていることから、前述の請求者と氏名及び

生年月日が一致する厚生年金保険記号番号は、請求者が同社同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されたものであると認められる。

加えて、A社B事業所に係る被保険者名簿には、前述の厚生年金保険記号番号が連番で払い出されている 29 人の記録が見当たらないことなどから判断すると、社会保険事務所等における同社同事業所に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 4 月 15 日、資格喪失年月日を同年 9 月 1 日とする旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、昭和 20 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、前述の 24 人に係る旧台帳の A 社 B 事業所の記録から、30 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500413号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500111号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年4月15日、喪失年月日を同年9月1日に訂正し、同年4月から同年8月までの標準報酬月額を30円とすることが必要である。

昭和20年4月15日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年4月15日から同年9月1日まで

昭和20年3月に高等小学校を卒業後、D市にあったA社B事業所に勤務し、同事業所に終戦まで勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「高等小学校を卒業後、D市のE地区にあったA社B事業所の女子寮で生活しながら、F支店でG業務等を行っていた。」旨主張しているところ、「A社H事業所社史」(H事業所社史編纂委員会編集)を見ると、「A社B事業所は、G業務等を行う生産工場として、D市E地区に建設され、寮、住宅などを含めた施設であった。」旨記載されており、請求者の主張は、当該社史の記述内容と符合する。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、請求者の主張と同日の昭和20年4月15日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「厚生年金保険記号番号」という。)が、連続する番号で29人に払い出されているところ、このうち1人の氏名(姓は旧姓)及び生年月日は請求者と一致している。

さらに、前述の29人のうち、回答が得られた5人全員が請求者を記憶しており、このうち3人は、「高等小学校を卒業後、終戦まで請求者と一緒にD市にあったA社B事業所のF支店等に勤務し、終戦後、請求者と同時期に帰郷した。」旨、当時の状況を詳細に陳述していることから判断すると、請求者は、請求期間にA社B事業所に勤務していたと認められる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)又はオンライン記録によると、前述の厚生年金保険記号番号が連番で払い出されている29人のうち、前述の請求者と氏名及び生年月日が一致する者ほか1人を除く27人については、資格取得年月日が昭和20年4月15日、資格喪失年月日が同年9月1日と記録されている。

また、前述の27人のうち、前述の請求者を記憶する5人を含む24人について、各人に係る旧台帳の事業所名称欄には、具体的な名称は記載されていないものの記号「I」と記載されているところ、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の健康保険記号欄にも記号「I」と記載されていることから、前述の請求者と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険記号番号は、請求者が同社同事業所において厚生年金保

険被保険者資格を取得した際に払い出されたものであると認められる。

さらに、A社B事業所に係る被保険者名簿には、前述の厚生年金保険記号番号が連番で払い出されている 29 人の記録が見当たらないことなどから判断すると、社会保険事務所等における同社同事業所に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 4 月 15 日、資格喪失年月日を同年 9 月 1 日とする旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、昭和 20 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、前述の 24 人に係る旧台帳の A 社 B 事業所の記録から、30 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500497号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500009号

第1 結論

昭和20年4月1日から昭和31年11月19日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年4月1日から昭和31年11月19日まで

支給済期間 : ① 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和22年3月1日から昭和31年11月19日まで

国(厚生労働省)の記録によると、A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金支給済みと記録されているが、受け取った記憶がないので総務省年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

しかし、当時は脱退手当金制度を知らなかったため、脱退手当金を請求するはずがなく、昭和32年*月*日に長女を出産し、その後しばらくの間、病院及び自宅で療養していたので、支給日とされている同年2月7日に脱退手当金を受け取ることはできなかった。

請求期間について、脱退手当金を受給していない厚生年金保険被保険者期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、請求期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「給付種類 脱手」「支給期間 122」「支給金額 22,791」「支給年月日 32.2.7」等が記載されており、当該記載内容はオンライン記録と一致している上、請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時の脱退手当金の受領方法は、社会保険出張所(当時)で受領する「当地払」のほか、本人の住所から最も便利と認められる銀行又は郵便局で受領する「隔地払」があり、隔地払いの場合、社会保険出張所は、日本銀行に小切手を振り出し、請求者に国庫金送金通知書を送付するとともに、年金記録上は当該小切手の振出日を脱退手当金の支給年月日として記録し、当該小切手の振出日から1年間は、国庫金送金通知書による脱退手当金の受領が可能であったことを踏まえると、脱退手当金の支給年月日において受領が困難であったことをもって、脱退手当金が支給されていないとは言い難い。

さらに、請求期間に係る脱退手当金の支給年月日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったことを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはないが、このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。